

新冠町立新冠小学校 「いじめ防止基本方針」

1 いじめの基本的なおさえ

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※いじめ防止対策推進法より

(2) いじめに対する基本確認

- ① いじめは、人間として絶対に許されないことであり、人権侵害である。
 - 相手に原因があるから、いじめてもよいとの理屈は認めない。
 - 遊んでいただけ、ふざけていたつもりとの言い訳を認めない。
 - 自分がいじめられるのが嫌だから、やったとの言い訳を認めない。
- ② いじめは、すべての児童・学級・学校に起こりえるものである。
 - いじめの被害者と加害者は固定されたものではなく、入れ替わることもある。
 - 一人の児童が同時にいじめの加害者にも被害者にもなり得ることもある。
- ③ いじめの態様は様々である。
 - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
 - 持ち物を取られたり、隠されたり、壊されたりする。
 - 仲間はずれにされたり、集団から無視されたり、一方的・集中的に注意されたりする。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたり、そのふりをされる。
 - 金品をたかられたり、万引きなどを強要される。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
 - パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの通信手段を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ④ いじめを取り巻く児童の態様も様々である。
 - いじめを受ける被害者
 - 実際にいじめを行う加害者
 - 実際には手を出さないが、見てはやし立てたり、おもしろがったりする消極的加害者
 - 「関わりたくない」「仕返し怖い」などの理由から見て見ぬふりをする傍観者
 - いじめを傍観せずに、注意したり、被害児童に係わったり、教師に伝えたりする解決者
- ⑤ いじめには、容易には発見しにくいものがある。
 - いじめは当該児童や傍観者からの訴えが寄せられにくい。
 - ・いじめられていることを知られたくない。
 - ・情報を提供したことで、自分が対象にされる。
 - ・どうせ解決してもらえないと諦めている。
 - 遊びをや仲間関係を装う。
 - ・他者からは、いじめと遊びや悪ふざけの区別がつけにくい。
- ⑥ いじめの要因は一様ではないが、子ども同士の人間関係や、子どもを取り巻く周囲の大人

のかかわり方が大きく影響している。

- 「いじめを許さない」という毅然とした意識や態度の不足
- 道徳教育や心の教育の不足
- 家庭での躾の不足
- 他者を見下したり、差別したりする意識を助長する大人のかかわり
- ⑦いじめの発見や解決には、学校・家庭・地域との連携が重要である。
 - 家庭との情報や指導の共有による早期発見や解決力の向上
 - 専門機関との連携による解決力の向上や多様化
 - 地域社会の見守りと情報提供に早期発見や未然防止への期待
 - 関係者による連携体制の確立と機能化による解決力の多面化
 - いじめ問題への対応は、原則として組織的に行う。

2 本校における基本的な取組

(1)いじめ防止の取組

- ①いじめを生まない・許さない学級・学校づくりの推進
 - いじめに対する学校方針（いじめ対策基本計画）の明確化と発信
 - 関係者によるいじめについての基本確認の共有による正しい認識の形成
 - 全国学力学習状況調査結果からの意識把握
 - 特別支援学級在籍児童や、発達障害の疑われる児童への配慮
- ②受容的・支持的な学級・学校風土の醸成
 - 教師による受容的・共感的なかわり
 - いじめ防止を位置付けた学級経営案の作成と指導の充実
 - 学級風土の多面的な把握（QUテスト・ほっとなどの活用）
 - 全校レベルでの挨拶運動の継続と充実
 - 学級活動や児童会活動における具体的な体験
 - 生徒指導の機能を生かした授業づくりや指導の推進
- ③道徳教育・心の教育の充実
 - 「思いやり」「感謝」「公正」などを積極的に扱った道徳の授業の実施
 - 生命尊重や人権を重点とした指導の重視
 - 自己肯定感を高める指導の工夫
 - 学級ルール of 明確化と徹底
- ④具体的な体験場面の設定
 - 人間関係プログラムに基づく指導の継続
 - いじめ防止に向けた児童の主体的な取組の実施
 - 達成感や仲間意識もてる学級活動や学校行事の推進
- ⑤各種連携によるいじめ防止の取組の推進
 - 家庭における受容的な言葉かけ（ありがとう・ごめんなさい）
 - 地域の社会教育活動と連携した指導（少年団・体験活動）
 - 入学・進学時における相手先との情報交換
 - スマートフォンや携帯電話等の機器使用や情報モラルの指導

(2) いじめの早期発見に向けた取組

① いじめ発見に向けた情報収集の多面化

- いじめアンケートの実施（6月と9月と11月）
- 教育相談の実施
- 日常的な児童からの情報収集

② 教師集団による観察と情報共有

- 担任・教科担任・TT担当者による観察と情報交流
- 全教職員による児童実態交流の定期化

③ 家庭・地域との情報連携体制の確立

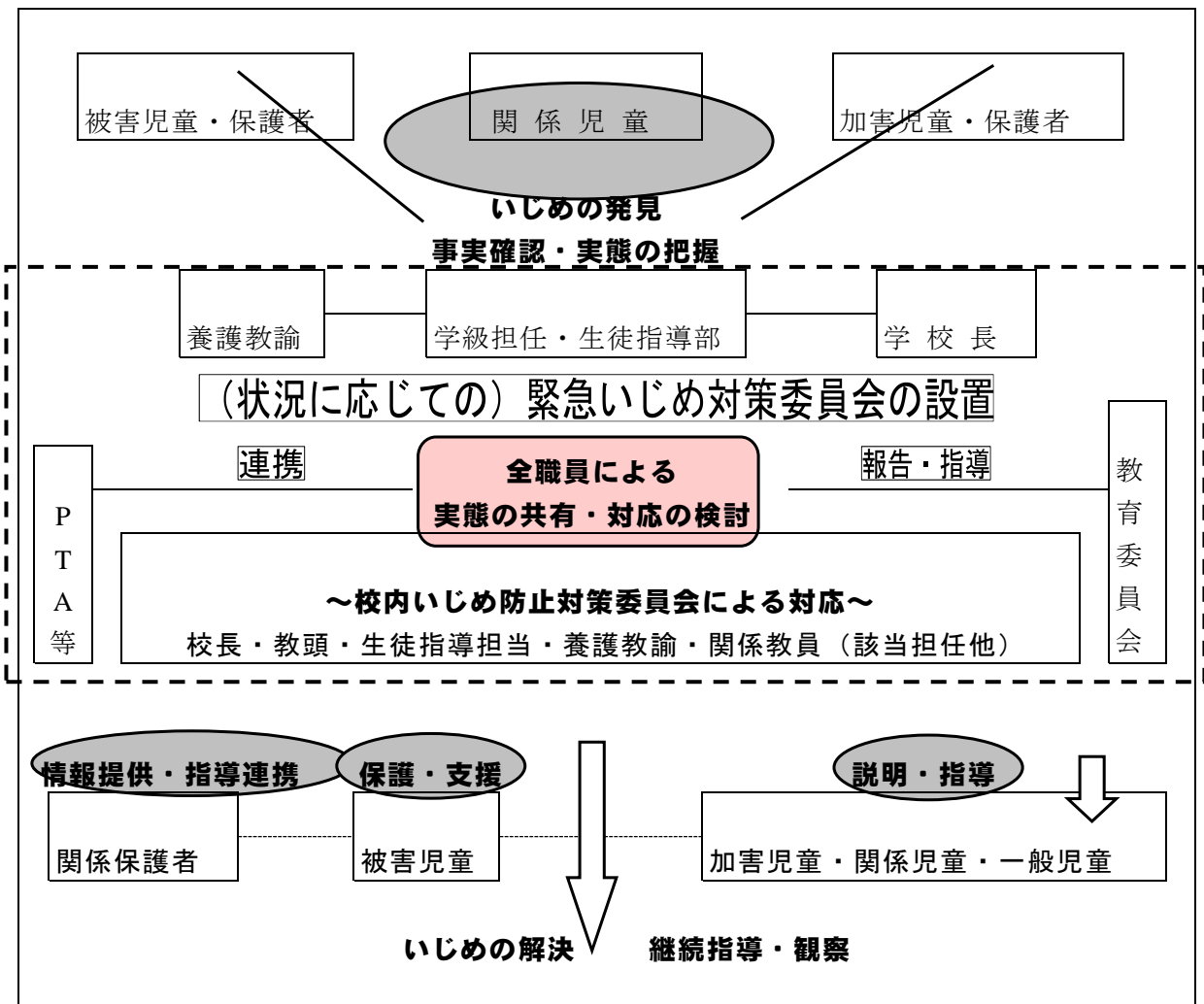
- 家庭との連携による情報収集
- 地域指導者との連携による情報集

④ いじめの傍観や逃避的な意識への働きかけ

- 教師との信頼関係の構築
- 困っている人を助ける集団意識の醸成
- いじめに関する情報を提供することへの抵抗感の払拭
- 物事の善悪や良否を明確にした学級風土の醸成

(3) いじめ解決に向けた取組

① いじめ発見からの対応の手順



②いじめ発生時の対応の具体

発見時の対応

- 被害児童の安全や、対応の緊急度を確認する。
- 事実の有無や内容の真偽に応じて、当該児童や関係児童への確認を行い、実態を正確に把握・整理する。
- 発見者が一人で抱え込まず、組織対応に向けて速やかに学校長へ報告するとともに、生徒塩津担当者に相談を行う。
- 必要に応じて、関係保護者への事実確認を行う。

情報の共有

- 担任等が把握・確認したいじめの実態を、全教職員で共有する。

対策チームの設置

- 組織対応に向けた対策チームを設置する。
 - ～教頭・担任・生徒指導部の担当者・養護教諭・当該児童の関係教員（教科担任・TT担当者・学年団教員）
- 対策チームにおいていじめの実態分析や対応策の検討を行う。
 - ・「いつ」「だれが」「何を」「どうする」を明確にしスモールステップで解決解決に向けたイメージを形成する。

保護者や関係機関との連携の確立

- いじめの発見から解決まで、保護者が対応のパートナーであるとの認識に立って、情報提供や指導方法の共有に努める。
- いじめが確認された場合には、速やかに町教育委員に報告を行い、対応策についての協議を行う。
- その他、必要に応じて館駅機関との連携を構築する。

③児童への対応・支援・指導

被害児童への対応と支援

- 基本的な姿勢
 - ・どんな理由があってもいじめられた児童を守る立場であることを伝える。
 - ・被害児童の安全と安心を最優先して対応することを伝える。
- 実態把握や事実確認
 - ・担任を中心に、児童が話しやすい教員が対応する。
 - ・加害児童との同席を避け、安心感のある場で対応する。
 - ・受容的、共感的な傾聴に努め、児童の心の中にある意識や感情を受け止める。
 - ・その場での指導を行わず、被害児童の安心感などの心の安定を重視する。
- 具体的な支援
 - ・学校としての基本姿勢を伝え、安心感や学校への信頼感を引き出す。
 - ・よさや持ち味を伝えながら、自尊感情や肯定感を高める係わりを進める。
 - ・人とよりよく関わられるように、具体的な支援を行う。
 - ・いじめを理由として不登校となった場合には、その後の状況や対応を説明し、登校への安心感ハードルを取り除くように係わる。
 - ・いじめを理由に転学を希望された場合には、学校の対応を丁寧に説明し、理解を求めるように努める。

加害児童への対応と指導

○基本姿勢

- ・どんな理由があってもいじめは絶対に許さないという基本姿勢を明確に伝える。
- ・いじめを行った背景の理解に努めつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○実態把握や事実確認

- ・客観的な事実を整理し、事実確認を行うとともに、いじめの背景を明らかにするよう努める。
- ・本人の不平や不満などについても把握するように努める。

○具体的な指導

- ・いじめの非人間性やいじめが被害者の人権を侵す行為であることを明確に伝え、自分の行為の間違えや被害児童への謝罪の気持ちを醸成させる指導に重点を置く。
- ・自分がいじめを行ったことをしっかりと自覚させ、他者への責任転嫁許さない。
- ・いじめに至った自分自身の心情や、他者との関係についてしっかりと振り返らせる指導を重視する。
- ・いじめの程度が限度を超え、被害者危険が及ぶと判断される時には、町教委と連携して出席停止などの措置を講じたり、警察等の関係機関の協力を仰ぐ。
- ・出席停止を講じたり、警察の協力を得る場合には、町教委や保護者、PTA 等との共通理解や連携を十分に図る。

傍観したり周囲にいた児童への対応と指導

○基本姿勢

- ・いじめは、被害者・加害者だけの問題ではなく、学級や学校全体に係わる問題であるとの意識をもたせる。
- ・自分が直接かかわっていないから、無関係だとの意識を改めさせる。
- ・周囲で傍観したり、囃し立てたりした児童もいじめへの加担者であるとの立場を明確に伝える。

○実態把握や事実確認

- ・いじめの事実を伝えることは辛い立場にある人を救うことであり、人権を守ろうとする勇気ある行動であることを伝える。
- ・いじめの事実を伝えることにより自分が被害者にあるとの不安感をもっている児童には、教師集団が全力で守ることを言葉と態度で示す。

○具体的な指導

- ・周囲で傍観したり、囃し立てたりしていた時の心情を振り返らせる。
- ・自分たちの学級や学年の中にいじめを生み出す背景となっている言動がなかったか考えさせる。
- ・今後、いじめに直面した時の行動について考えさせる。
- ・いじめを生み出さない学級集団づくりへの話し合いを継続する。

いじめの「解消」の判断基準

いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。

○いじめに係る行為が止んでいること。

- ・期間は少なくとも3か月を目安。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談などにより確認する。